



みどりの交流 創造フィールド

発行 平成17年9月30日 長野県木曾広域連合

第21号

きそネット



主な内容

- 平成16年度決算報告
- 介護保険が変わります
- 木曾広域連合ニュース
- 住宅用火災報知器設置が義務付けられます ……etc

○平成12年に愛知中部水道企業団と結ばれた「交流のきずな」が5周年を迎えたことを記念し、「水と緑の祭典」が愛知万博でにぎわう長久手町のサテライト会場で開催されました。

○当日は木曾の特産品の販売や鈴虫のプレゼントのほか、上流域の木曾を代表して南木曾町の伝統芸能が披露され、大勢のお客様に楽しんでいただきました。

木曾広域連合の最新情報は、ホームページでもどうぞ。 < <http://kisoji.com/kisokoiki/> >

第2回 定例会

(5月27日)

▼委員長報告では、福祉常任委員会から報告が行われました(行政調査について)。

▼また一般質問では、2名の議

員より連合のあり方や広域的事業について次の項目により質疑が行われました。

・広域連合における人づくりについて

・木曾の広域的な防災対策について

▼議案審議では、前年度補正予算の専決が1件、条例の一部改正が1件、今年度予算の補正が1件、それぞれ原案通り可決されました。

第2回 臨時会

(6月27日)

▼一般会計予算の補正について1件、原案通り可決されました。

▼主に、地域イントラ施設整備事業及び新世代ケーブルテレビ施設整備事業に対する補助金の見通しがついたことにより増額するものです。

第3回 臨時会

(8月2日)

▼建設工事請負契約締結が1件、原案通り可決されました。

▼第2回臨時会で補正予算が議決されたことにより、地域イントラネット基盤施設整備事業を

実施するものです。

第3回 定例会

(8月31日)

▼委員長報告では、福祉常任委員会(介護保険と福祉保健推進)及び環境常任委員会(緑聖苑について)から報告が行われました。

▼一般質問では、1名の議員より次の項目について質疑が行われました。

・木曾川水系のダム管理の連絡組織の整備について

▼議案審議では、前年度会計の決算認定が4件、今年度会計予算の補正が2件、条例の一部改正が3件、長野県町村公平委員会の規約変更が1件、建設工事の請負契約締結が1件、それぞれ原案通り可決されました。

平成16年度 一般・特別

会計決算について

▼8月31日開催の第3回定例会において、平成16年度木曾広域連合一般・特別会計決算が認定されました。その概要は、以下のとおりです。

歳入 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)
分担金及び負担金	2,186,367	76.11	議会費	32,109	1.14
使用料及び手数料	350,284	12.19	総務費	175,041	6.20
県支出金	13,026	0.45	民生費	262,216	9.29
財産収入	34,101	1.19	衛生費	1,018,819	36.10
寄附金	240	0.01	農林水産業費	11,451	0.41
繰入金	135,440	4.72	商工費	26,512	0.94
繰越金	76,203	2.66	消防費	551,705	19.55
諸収入	64,950	2.26	教育費	130,001	4.61
広域連合債	11,900	0.41	公債費	476,022	16.87
合計	2,872,511	100.00	諸支出金	138,083	4.89
			合計	2,821,959	100.00

◎一般会計
主な財源は町村からの分担金で、76%を占めています。
歳出は衛生費が36%、次いで消防費が20%、公債費が17%となっており、このうち公債費は、こみ・し尿処理施設が64%、公共サインや情報施設整備が約19%、消防施設整備が17%の支出となっています。

平成16年度の主な臨時的・新規的事業について(歳出ベース:千円)

合併に伴う精算に関するもの	173,828	し尿収集運搬車整備	16,842
伊那木曾連絡道路地域動向調査	2,594	森林整備推進事業	2,244
個人観光客誘致促進モデル事業	2,000	災害支援(新潟中越地震)	1,470
メディカルコントロール分科会	329	循環型地域づくり促進事業	263



議会からの お知らせと

歳入 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)
保険料	446,732	15.66	総務費	76,704	2.73
分担金及び負担金	432,601	15.17	保険給付費	2,682,546	95.31
国庫支出金	742,171	26.03	財政安定化基金 拠出金	2,840	0.10
支払基金交付金	854,020	29.95	基金積立金	19,006	0.67
県支出金	337,821	11.85	諸支出金	33,410	1.19
財産収入	6	0.00	合計	2,814,506	100.00
繰越金	31,092	1.09			
諸収入	7,066	0.25			
使用料及び手数料	13	0.00			
合計	2,851,522	100.00			

◎介護保険特別会計
歳入の16%が皆様からの介護保険料で、その他はほとんどが公費によるものです。歳出の大部分は介護サービス報酬として、居宅サービス（ホームヘルプサービス等）や施設サービス（特別養護老人施設等）などへの保険給付に充てられています。

歳入 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)
サービス収入	148,587	67.94	総務費	145,049	67.17
県支出金	5	0.00	サービス事業費	28,362	13.13
繰入金	66,545	30.43	公債費	42,545	19.70
繰越金	3,245	1.48	予備費	0	0
諸収入	320	0.15	合計	215,956	100.00
合計	218,702	100.00			

◎木曾寮特別会計
特別養護老人ホームの運営に係る経費として、人件費、公債費等に充当しています。また施設規模が小さいことなどにより、一般会計からの繰入れを行っています。

歳入 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出 科目	決算額 (千円)	構成比 (%)
分担金及び負担金	40,793	28.54	総務管理費	34,722	24.56
国庫支出金	99,000	69.26	公債費	106,649	75.44
繰越金	3,153	2.20	合計	141,371	100.00
合計	142,946	100.00			

◎汚泥集約センター特別会計
現在、6町村の下水道汚泥処理を行っています。15年度で建設工事が終了したため、公債費と総務管理費の支出のみとなりました。

◆前年度比較と決算総括
平成16年度は、国の三位一体の改革によって地方交付税等の大幅な削減が行われ、木曾郡内各町村の財政運営にも大きな影響を与えており、木曾広域連合の決算額も15年度に比べて4つの会計全体で1億円以上の減額となりました。

当広域連合は、木曾郡各町村の共同事務を行う機関として、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬施設、老人ホーム、文化公園等の施設運営や広域消防、休日・夜間の一次救急医療、介護保険事業等について、地域に密着した運営に努めてまいりました。

また、市町村合併により脱退する町村の精算や広域連合のあり方について検討を進めてまいりました。

さらに、権兵衛トンネル開通による地域動向調査や木曾川を軸とした上下流交流、個人観光客誘致等の対外的事業やリサイクル推進事業等の新規事業を立ち上げたほか、昨年10月に発生した新潟中越地震では、被災地救援活動（消防活動支援及び汚水処理支援）を行いました。

今年度も引き続き木曾地域の発展のために、より効率的・効果的な行政運営に努めてまいります。

◆前年度比較と決算総括
平成16年度は、国の三位一体の改革によって地方交付税等の大幅な削減が行われ、木曾郡内各町村の財政運営にも大きな影響を与えており、木曾広域連合の決算額も15年度に比べて4つの会計全体で1億円以上の減額となりました。

当広域連合は、木曾郡各町村の共同事務を行う機関として、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬施設、老人ホーム、文化公園等の施設運営や広域消防、休日・夜間の一次救急医療、介護保険事業等について、地域に密着した運営に努めてまいりました。

また、市町村合併により脱退する町村の精算や広域連合のあり方について検討を進めてまいりました。

さらに、権兵衛トンネル開通による地域動向調査や木曾川を軸とした上下流交流、個人観光客誘致等の対外的事業やリサイクル推進事業等の新規事業を立ち上げたほか、昨年10月に発生した新潟中越地震では、被災地救援活動（消防活動支援及び汚水処理支援）を行いました。

今年度も引き続き木曾地域の発展のために、より効率的・効果的な行政運営に努めてまいります。

変わります。

A：平成17年10月 から変わります

A-1 施設の食費と居住費が全額自己負担になります

現在、施設サービスを利用されている方には食費の一部と居住費を介護保険から負担していますが、在宅で介護サービスを利用している方は食費及び居住費を自己負担しており不公平感がありました。そこで利用者負担の公平性を図るために施設給付が見直され、食費と居住費が全額自己負担となります。

(食費とは … 食材料費 + 調理コストに相当する費用)

(居住費とは … 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費等に相当する費用)

見直しの対象となるサービス

1. 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3施設における食費と居住費
2. 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)における食費と居住費
3. 通所介護(デイサービス)と通所リハビリテーション(デイケア)における食費

低所得者の方の施設利用が困難とならないため、所得に応じた利用料の負担限度額を設けることにしています

施設サービスを利用している下記の第1～3段階の方には、申請により限度額認定証を発行します。

通所介護と通所リハビリテーションには、負担限度額はありません。

負担限度額(月額)

利用者負担段階	利用者の負担内容	食費の負担 限度額	居住費等の負担限度額			
			ユニット型		従来型個室	多床室
			個室	準個室		
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	1.0万円	2.5万円	1.5万円	①1.0万円 ②1.5万円	0万円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	1.2万円	2.5万円	1.5万円	①1.3万円 ②1.5万円	1.0万円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階第2段階以外の方	2.0万円	5.0万円	4.0万円	①2.5万円 ②4.0万円	1.0万円
第4段階(注)	住民税が課税されている世帯の方	4.2万円	6.0万円	5.0万円	①3.5万円 ②5.0万円	1.0万円

①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合、②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

(注意) 第4段階の方については、負担限度額はなく一般的な目安になります。

現行と10月からの利用者負担の変化 (参考例) 特別養護老人ホームの多床室を利用した場合の月額

利用者負担段階	現行				平成17年10月から	平成17年10月から			
	利用者負担合計	1割負担	食費	居住費		利用者負担合計	1割負担	食費	居住費
第1段階	2.5万円	1.5万円	1.0万円	—	2.5万円	1.5万円	1.0万円	0万円	
第2段階	4.0万円	2.5万円	1.5万円	—	3.7万円	1.5万円	1.2万円	1.0万円	
第3段階	4.0万円	2.5万円	1.5万円	—	5.5万円	2.5万円	2.0万円	1.0万円	
第4段階(注)	5.6万円	3.0万円	2.6万円	—	8.1万円	2.9万円	4.2万円	1.0万円	

(注意) 第4段階の方については、負担限度額はなく一般的な目安になります。

上記のように、低所得者の方の負担はほとんど変わりません!

現在、国の機関により介護保険制度について検討されており、内容については若干変更する場合があります。

B：平成18年4月 から変わります

介護保険が

B-1 介護予防を重視した給付や事業を行います

要支援・要介護状態にならないよう、栄養改善や閉じこもり予防などの「地域支援事業」を行います。また、軽度な方が状態悪化するのを防ぐため「予防給付」を行う予定です。

B-2 利用者の皆さんを考えた負担のあり方や制度運営の見直しを行います

一人暮らしや認知症の高齢者が増加するなか、自宅で生活する高齢者への支援の必要性が高まっています。地域の特性に応じた多様なサービスを柔軟に提供するために「地域密着型サービス」を創設して在宅支援を強化します。

B-3 適切な利用のためにサービスの質を確保・向上します。併せて介護報酬が改定されます

B-4 介護保険料の見直しが行なわれます

介護保険事業の見直しに伴い介護保険料額が変更されます。また低所得者に配慮し、現行の第2段階を細分化した保険料設定をします。

■ 第3期木曾広域連合介護保険事業計画策定懇話会が発足しました ■

平成18年4月より始まる第3期介護保険の事業計画策定するにあたり、住民の皆さんから広く意見をいただくため、各町村の医療、保健、福祉などの分野から25名の方に委員をお願いし、第1回懇話会が7月4日開催されました。会長には木曾福島町の安田超夫さん、副会長には大桑村の池口榮吉さんが選任されました。委員の皆さんは以下のとおりです。

町村名	委 員 氏 名			
木曾福島町	原 恒 男	進 藤 常 弘	安 田 超 夫	小 林 和 夫
上 松 町	大 脇 裕 彦	田 中 穂	稲 沢 尚 志	
南 木 曾 町	松 川 美 津 子	古 澤 学	島 崎 早 苗	
木 祖 村	原 えり子	原 善 一	奥 原 修	
日 義 村	久 保 田 禎 子	手 塚 長 一	鈴 木 浩 二 郎	
開 田 村	楯 さなみ	小 林 善 幸		
三 岳 村	原 秀 也	上 村 美 枝		
王 滝 村	三 枝 公 昭	畑 中 実 祐		
大 桑 村	池 口 榮 吉	原 藤 平	平 島 仁 良	



(敬称省略、
順不同)

■ 第6回木曾郡介護保険シンポジウムが開催されます ■

日 時：平成17年10月22日(土) 午後1時30分より

場 所：木曾文化公園 第二会議室

講 師：長野大学社会福祉学部教授 鷹野和美先生

テーマ：「人が暮らすということ

…世界で見つけた元気の素」



「新発見・元気に暮らすアイデア」をテーマに、郡内各分野の皆さんが参加するシンポジウムも交え、国際経験豊かな鷹野先生が具体的にお話して下さいます。

入場料は無料です。皆さんぜひご参加ください。

木曾広域連合 // ニュース //

平成17年4月から現在までの広域連合の動きについて、概要をお伝えします。

詳しくはホームページで

<http://www.kisoji.com/kisokoiki/>



水源の森 森林整備協定 造林事業始まる

▼木曾広域連合と愛知中部水道企業団で結んだ、木曾川「水源の森」森林整備協定に基づいた事業の開始に先立ち、4月21日三番村神王原地籍において、式典が開催されました。

▼これは、上下流双方で水道使用量一立方メートルあたり一円の積立を行ってきた基金を活用し、水源の森を育てていくというものです。

▼今後も間伐が必要な木曾郡内の森林について毎年800ヘクタールを目標に間伐事業を進めていく予定です。
(担当・地域振興課)

一般家庭での生ごみ リサイクル事業開始

▼前回20号でお知らせした、一般家庭での生ごみリサイクル事業が、5月10日上松町渡尾・栄町地区において始まりました。

▼また9月からは、南木曾町和合地区でも収集が始まりました。

▼住民の皆様のご協力により、事業開始以来8月末現在で約20トン強の生ごみがリサイクルされています。

木曾路

「道の駅」フェア

▼木曾路道の駅連絡会(事務局・木曾広域連合)が主催する、「木曾路道の駅フェア」が8月9日、日義村「道の駅」日義木曾駒高原にて行われました。

▼今年で11回目を数えるこのイベントは、毎年8月の「道路ふれあい月間」にちなんで行われており、地元特産品の販売や木工品、鈴虫のプレゼントなどにより、ご来場いただいた皆様に楽しんでいただきました。

▼また今回は特別展示として飯田国道事務所及び木曾警察署にもご協力いただき、建設機械の操作実演や白バイ、パトカーの試乗などが行われました。
(担当・地域振興課)

生ごみリサイクルを自宅でも 廃油から肥料を作ってみよう!

- 用意するもの
- ・食用廃油 1.8リットル
- ・米ぬか3.5kg



できあがり



《作り方》とっても簡単!

- ① 容器に食用廃油と米ぬかを入れ、棒などでこねて泥状にする。
- ② 容器に袋をかけるかふたをする
- ③ 約1ヶ月自然発酵させてできあがり。野菜の元肥として、十分使えるそうです。

☆このアイディアは循環型地域づくり推進懇談会の中で提案されたものです。

消防法が改正されました

住宅用火災警報器設置が義務づけられます

消防法では多くの方が利用する一定規模を超える建物について、自動火災報知設備を義務付けていましたが、近年、住宅火災による死者が増加する傾向にあり、住宅防火対策の推進が重要な課題となっています。また、住宅火災で亡くなった方々の約7割が「逃げ遅れ」で、より早く火災の発生を知っていれば助かった方も多いためです。このような状況を踏まえ消防法を改正し、全国一律に住宅用火災警報器などの設置が義務づけられ、設置維持基準などについては、木曾広域連合火災予防条例で定められました。

適用期日

◎新築住宅は、平成 18 年 6 月 1 日

◎既存住宅は、平成 21 年 6 月 1 日

代表的な機種



壁掛及び天井式



壁掛式

火災警報器は、火災のときの「煙」または「熱」を感知して、「警報音」を鳴らします。火災警報器というと壁に埋め込んだり、配線工事を必要とするような難しいイメージがありましたが、現在は電池タイプやコンセントタイプのもの、大きさは手のひら程度で壁や天井に比較的簡単に取り付けられるものもあります。

悪質な訪問販売などに十分注意してください

消火器と同様に悪質な訪問販売や点検する業者が現れる恐れがありますので、注意してください。

■悪質な例

1. 「今すぐ取り付けなければならない。」「この火災警報器でなければならない。」など、内容を偽って強引に販売する。
 2. 消防職員に似たような服装で消防職員のふりをして販売する。
- ※ 消防署や職員が販売や点検を業者に委託することはありません。

消防検定協会等の鑑定マークのある住宅用家庭警報器を推奨しています



お問い合わせ

財団法人日本消防設備安全センター「住宅用火災警報器相談室」

・電話番号：0120-565-911（フリーダイヤル）

・受付時間：月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時

木曾広域消防本部 電話 24-3119 / 本署 電話 22-0119

北分署 電話 36-3119 / 南分署 電話 57-3119

お知らせと今後の予定

木曾路「食の祭典」2005が 開催されます

毎年好評をいただいている木曾路「食の祭典」が、10月15日(土)～16日(日)、日義村の木曾文化公園で開催されます。

会場内では「手打ちそば体験」をはじめとした木曾路の食文化が体験できるほか、木曾自慢の農産物・木工品など特産品の販売、コンサートや郷土芸能のお披露目など、楽しい企画が盛り沢山です(写真は一昨年の同会場の様子)。



また今年も、来春より供用開始予定の権兵衛トンネル(伊那木曾連絡道路)の開通を記念した特別イベントとして、木曾～権兵衛トンネル～伊那往復見学バス「ごんべえ号」が運行されます。

詳しくは実行委員会事務局(木曾中部商工会:TEL. 0264-22-3618)、「ごんべえ号」についてのお問い合わせは飯田国道事務所(TEL. 0265-53-7204)までお願いします。

このイベントのホームページも公開されています。下記URLへアクセスしてください。

〈 <http://www.kisochuubu.or.jp/saiten/> 〉

木曾地域のケーブルテレビ網の 整備が始まりました

現在もなお多くの難視聴地域を抱える木曾地域の高度情報化社会に向け、本年度よりケーブルテレビ網の整備が始まりました。今後3カ年計画で木曾郡全地域への整備を進めていく予定です。

これに先立ち、木曾広域連合では、郡内の皆様にご事業の概要をご理解いただくためにパンフレットを作成し、各町村より配布させていただきました。パンフレットの内容は当連合ホームページでもご覧になれます。

現在整備決定地域を中心に、順次各町村での住民説明会を行っています。

なお、パンフレットと共に、今後の事業展開への参考とするため、アンケート調査を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。



11月1日、木曾町が誕生します

木曾広域連合の設置団体でもある木曾福島町・日義村・開田村及び三岳村の4町村が11月1日に合併し、新たに「木曾町」となります。

これにより当広域連合の組織町村が現在の9町村から6町村となり、連合長・議長等の特別職、議会の各委員会についても、木曾町誕生後、新たに選出・構成することになります。

■ 本誌に関するご意見・ご感想をお気軽にお寄せください。

〒399-6101 長野県木曾郡日義村4898-37 電話 0264-23-1050 F A X 0264-23-1052
ホームページ <http://kisoji.com/kisokoiki/> E-mail soumu@kisoji.com

■ 広報きそネットの朗読テープを無料で貸出しています。ご利用の際は上記へお電話下さい。